福岡、昭46不10.16、昭47.10.18

# 命　　令　　書

申立人　　X

総評全国一般労働組合福岡地方本部福岡支部

被申立人　　西日本警備保障株式会社

## 主　　文

本件申立を棄却する。

## 理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

申立人Ｘ（以下「Ｘ」という）は、昭和44年11月10日西日本警備保障株式会社に警備職員として雇用された労働者で昭和46年７月１日同社就業規則第39条により解雇された者である。

また、申立人総評全国一般労働組合福岡地方本部福岡支部は、福岡地区の中小企業に勤務する労働者で組織された合同労働組合で労働組合法第２条、第５条の規定に適合するものであり、組合員は約680名（第16号事件申立当時）である。そのうち一分会として西日本警備保障株式会社に勤務する労働者41名（分会結成当時）で組織する西日本警備保障分会がある。

被申立人西日本警備保障株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社を北九州、飯塚、甘木、大牟田の各市に支社を、さらに久留米市に営業所を置いて、他人の需要に

応じて建造物等における盗難又は運搬中の財産、現金、物品に係る事故発生或いは身体の事故発生の警戒、防止を業務とする者で、従業員は約350名（申立当時）である。

2　組合結成とXの活動

Xが会社に雇用された昭和44年11月当時すでに従業員の間には、長時間労働、低賃金等について不満がうっ積しており団結して会社と交渉しようとする動きがあった。

昭和46年５月中旬私鉄ストのため従業員の間にタクシーを利用して通勤すると費用がかかるという不満があったが会社に申出ることをためらっていたのでXが他の従業員の代弁として電話で会社の警備本部長Ｂ１に交通費を会社で負担するよう申入れたところ、Ｂ１はこれを上司に対する個人的な相談であると受け止めたため国鉄を利用するなど極力経費のかからない方法をとるよう指導した。

昭和46年６月初め会社は、６月分給与から従来毎月25日であった支給日を翌月10日に変更した。これを機に夏期一時金の支給額、支給時期が不確定であったこともあって従業員の間に労働組合結成の機運が盛り上がり、当時会社の契約先であった株式会社テレビ西日本の警備に配置されていたX、Ａ１、Ａ２等が中心となって労働組合結成を計画した。なかでもXは同年６月初め頃から同年７月下旬頃までにわたりＡ２、Ａ３等とともに福岡労働基準監督署、福岡労政事務所、地方労働委員会事務局に出向き労働組合についての知識を得る一方、組合規約案を作成し組合設立委員会を設けて組合加入の勧誘書や加入申込書ともいうべき誓約書用紙をガリ版刷りして作成しこれを従業員に配布し組合加入に賛同する者には上記誓約書に署名させて集収した。

かくて、７月21日誓約書を提出していた40数名の者は支部に加入しその下部組織として分会を結成し、支部は７月26日文書で分会を結成したことを会社に通知したのである。

3　Xの解雇

⑴　会社は警備職員の採用にあたっては、まず入社希望者に履歴書を提出させ学科試験と面接を行ない、身元調査をして警備職員としての適格性を認めた時点で採用を決定する。合格者には「現在に至るまで法律に違反して有罪の判決を受けたり逮捕されたり起訴された事実は全く無く、万一、虚偽である場合は、解雇処分を受けても異存が

ない」旨の誓約書、身元保証書、戸籍謄本、写真、健康診断書等を提出させて仮採用し、６ヵ月経過後本採用している。

採用後誓約に反した事実があったことが判明すれば本人を呼んで事情を確かめ、警備職員として不適当であることを説諭し、退職を勧め、応じない者は解雇している。昭和43年４月の会社創立以来このような前歴が判明したことで退職または解雇した者は60数名いるが、そのうち本採用後の者は20数名いる。

⑵　会社は昭和44年11月10日Ｘからも上記のような誓約書の提出を得て警備職員として採用した。その後Ｘは昭和45年２月16日付で警士から先任警士に、昭和46年２月16日付で先任警士から警士長に、それぞれ昇格し、その間の昭和45年12月30日には会社から過去１年間社業に精励かく勤し勤務成績優秀として精勤証書が付与された。Ｘの勤務状況は目立たない普通のもので昇格の時期も人並みであり昭和45年の年間に欠勤がなかったことから精勤証書も付与されたものである。

⑶　会社は昭和46年２月頃警備業法制化の動きが新聞で報じられ前歴のある者は営業が停止されるということであったので自らも姿勢を正す方針を立て昭和46年４月から全従業員について前歴の再調査を始めた。

この調査の結果、Ｘについて昭和40年から昭和41年にかけて当時福岡市立姪浜中学校３年生の頃窃盗で数回警察の取調を受け家庭裁判所に送致され保護処分を受けたことが明らかになった。会社は昭和46年７月１日就業規則第39条第１項第５号に基づき警備職員としてふさわしくないとしてＸを解雇した。Ｂ２総務部長がＸを呼んで解雇辞令とともに解雇予告手当をＸに手渡そうとしたが、Ｘは手当は預けておくと言って辞令だけ受取って帰った。その後会社は同手当の金員を供託した。

４　配転および監察隊

昭和46年７月16日Ａ１ほか14名が配転されたが、これについて会社は今回に限ったことではなく業務の特殊性や契約先の増減に応じて常時配転を行なっており契約先から通報される勤務成績や要望を参考にして適材適所という方針で配置をしているという。

また、会社は職員の勤務状況を把握すると同時に指導のため監察隊の巡回を常時行な

い特に年末、年始、盆など事故の発生しやすい時期には社長以下役員、幹部も加わって監察しているという。組合結成活動が行なわれた昭和46年７月には社長以下役員、幹部も契約先の警備職員配置個所を巡回していた。

５　支配介入について

申立人組合は会社が昭和46年８月頃Ｃを買収しこれを通じて組合員に組合の解散を強要し、またＸに対して事件取下と組合脱退を強要し支配介入したと主張するが被申立人はこのことを否認しており、どのような事実があったのか認定することは出来ない。

第２　判断および法律上の根拠

１　被申立人会社は申立人Ｘを解雇した理由として、Ｘは昭和44年11月10日雇用の当初にあたって誓約書を差入れ過去、現在に至るまで法律に違反して有罪の判決を受けたり逮捕されたり起訴された事実は全く無く、又ここに記述する事項はすべて真実であり、これについて調査を受けることを諒承すると共に、万一、虚偽である場合は、正式採用後であってもただちに解雇処分を受けることに異存がないと誓約し、被申立人会社はこの誓約を信用して同人を警備職員の適格者であると認めて雇用したものであるところ、昭和46年６月調査の結果Ｘが犯罪歴を有しておることが判明したので就業規則に照らし解雇したものであると主張する。

よって、まず、この点について判断すれば、Ｘは昭和40年頃福岡市立姪浜中学校の３年生であったとき数回窃盗事件を犯し所轄警察署の取調を受け、家庭裁判所に送致され保護処分を受けたことが認められる。Ｘもこの事実について明らかにこれを争わない。ただ申立人らはこのことはＸの少年時代のことであって、少年法第60条の規定によれば少年のとき犯した罪により刑に処せられた者は人の資格に関する法令の適用については刑の言渡を受けなかったものとみなされるのであるから、この前歴を雇用にあたって被申立人会社に告知する義務はなく、またこの点を雇用にあたっての条件としてはならないものであると主張する。然しながら少年法第60条の規定は人の資格に関する法令の適用に関するもので本件の場合とは別の問題であり同法条の規定を理由として雇主が雇用契約を結ぶにあたり犯罪歴の有無によってその従業員としての適格性を判断しようとす

ることを禁止する趣旨のものであるとは解することはできない。殊に警備業務の従業員は盗犯その他の犯罪歴を有するかどうかはその適格性の判定上関係があると思われるので、たとえ少年時代の犯罪歴といえども雇主としては、全くこれを無視する訳にはいかなかったものと考えられる。とは言え少年時代の古い非行歴は成人後の前科などに比しさまで重要な意味を有するものではないのでXがこれを被申立人会社に告げることをしなかったことは同情の余地もあるので、この一点を捉えてにわかにXの警備職員としての適格性を否定し、これを解雇処分にすることは苛酷にすぎるので不当な処分であるとの疑問が生ずる。

2　ところで申立人らはこのXの解雇は被申立人会社がXの正当なる組合活動を嫌悪し、これを排除するために解雇した不当労働行為であると主張し、被申立人会社はこれを否認して、Xが如何ような組合活動をしたかについては本件救済申立を受理した福岡県地方労働委員会の通知によって初めて知ったと主張する。そこでXが昭和46年７月１日解雇されるまでの間においてどのような組合活動をしたかをみると、昭和46年６月初め頃２、３の同社従業員と労働組合の結成を思いたち福岡労働基準監督署、福岡労政事務所又は当委員会事務局に問い合わせて予備知識を修めようとしたことは、これを認めることが出来る。然し、これ以上の組合活動をXやその同志がXの解雇以前において行なった事実はこれを確認することは出来ない。申立人らはXが同年６月中旬頃から月末にかけて同社従業員に対し組合加入の勧誘書ならびに組合加入の申込書ともいうべき誓約書の用紙をガリ版刷にて作成し、これを配布し、その誓約書による組合加入の申出を収集したものであると主張する。成程、甲第３号証として提出されたＡ１の誓約書は６月26日付であり甲第８号証のXの誓約書もまた同日付であることからみれば申立人らの主張に添うかのように見える。然しながらつぶさにこれを検すれば甲第３号証の誓約書は甲第４号証の２の誓約書用紙と字体、外形ともに完全に符合し同一物と判断される。然もこの甲第４号証の２の誓約書の用紙は同年７月７日付の組合加入の勧誘書と一体をなしているので結局甲第３号証のＡ１名儀の誓約書はすでにXが７月１日解雇処分を受けた後にあたる同年７月７日もしくはそれ以後の月日において甲第４号証の２と同一のもの

から誓約書部分を切り離してこれに６月26日の日付を遡って記入して作成されたものと考えなければならない。甲第８号証のＸ自身の誓約書はその字体、形体ともに甲第４号証の２の誓約書とは別異のものであるからこれを７月７日以降に作成されたものとみる根拠は差当り見当らないけれども上記甲第３号証のことに照らし合わせれば、この甲第８号証の日付も必ずしも信用することは出来ない。その後の組合の分会設立、支部への加入はすべてＸが解雇された後の７月下旬のことであることは明白であって当事者間にも争いがない。

このように見てくれば、Ｘの組合活動の主たる部分は解雇された後のものであって解雇に至るまでの同人の組合活動は上記のごとく内輪の目立たない軽微な準備的程度のものにとどまっている。したがってこれをもって被申立人会社がこれを知らなかったと主張するのを必ずしも斥けることは出来ない。他に被申立人会社がＸの組合活動を知ってこれを嫌悪したものと認むべき証拠はない。

叙上のとおりであるからＸの本件解雇処分は同人の組合活動を理由とするものとは認められないので労働組合法第７条の不当労働行為には該当しないと言うべきである。しからばその解雇処分が事情に照らしたとえ相当でないとしても、最早やその点は当委員会の審問の対象となる事柄ではない。

３　次に申立人ら被申立人会社が昭和46年８月７日ないし11日頃従業員Ｃを買収して組合員Ａ４、Ａ５に対し組合脱退を強要し、また申立人Ｘに対し退職願の提出を強要し、組合に対し支配介入したと主張するけれどもこの点においては証人Ａ３がその頃Ｃの訪問を受け組合脱退の話がなされたと証言する以外は何らの証拠もないので申立人らの主張は、これを認めることが出来ない。

４　よって労働組合法第27条および労働委員会規則第43条により本件申立は棄却すべきものと認め主文のとおり命令する。

昭和47年10月18日

福岡県地方労働委員会

会長　副　島　次　郎